

開催日時：平成 27 年 8 月 7 日（金） 9：30～16:00

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎 4 号館 6 階）

出席者：

〔提案募集検討専門部会〕 高橋滋部会長（司会）、小早川光郎構成員、大橋洋一構成員、勢一智子構成員、野口公貴美構成員、伊藤正次構成員

〔政府〕 満田誉内閣府地方分権改革推進室次長、三宅俊光内閣府地方分権改革推進室次長、小宮大一郎内閣府地方分権改革推進室参事官、宍戸邦久内閣府地方分権改革推進室参事官、荒木健司内閣府地方分権改革推進室参事官

※各府省の出席者については配布資料を参照

主な議題

平成 27 年の提案募集方式に係る重点事項について（関係府省からのヒアリング）

関係府省からの提案内容の説明の後、質疑応答を行った。主なやりとりは次のとおり。

<通番 20：保健所長の資格要件に係る特例期間の延長（厚生労働省）>

（高橋部会長）保健所長の資格要件については平成 14 年の地方分権改革推進会議意見からずっと分権側と厚労省側で議論があり、現行の特例が実施されたが、この制度でも現状なかなか回らないという問題意識がある。

（三宅次長）提案団体は、処遇以前の問題として、医師たる所長に代わる者の養成を重く考えている。そのようなプロセスを経て養成した人材を 2 年ないし 4 年以上活用できないことに困っており、人材を次に活用できる余地が欲しいということだった。また、保健所長の兼務が多いために行革の圧力を受け、保健所が統合されて少なくなった。兼務イコール廃止というわけではないが、そのような大きな要因があり苦勞している。

（高橋部会長）提案団体はかなり苦勞して公衆衛生医師を確保しているようだが、それでも現状なかなか確保できないということは、制度に無理が来ているのではないか。

（厚生労働省）養成にかかる期間との関係では、保健医療科学院の養成訓練課程について本来 1 年間のところ当分の間は 3 か月で足りるとしており、養成が大変だというのは少し違うと考えている。

処遇の確保に関しては、提案団体は非常に努力され 2 年に 1 人程度の採用があり、保健所長がずっと空席という状況ではない。他県でも、県庁や地方衛生研究所等への異動等により処遇を工夫している自治体が多い。

特に、健康危機管理等を行う上では、公衆衛生を専門にする医師であることが重要であり、医学的な判断と行政的な判断を同一の医師が行うことで公衆衛生実務をタイムリーに進められると考えているため、特例を現行より長い期間認めるのは難しい。

（大橋構成員）平成 16 年改正後の 10 年間で、保健所長たる医師の確保に係る事情が好転しているようには見えない。一保健所で相当な人口を抱えており、所長の兼務には無理があるのではないか。兼務の状況、特例の活用例、任命権者を変えれば 4 年後に別の保健所で働くことが可能という事例について、具体的なデータで教えていただきたい。この 3 つは現場が苦勞しても対応できない事象だと見えるし、最後の運用はもはや脱法的であり、むしろ仕組みを変えるべきである。

また、公衆衛生分野に入ってくる若手医師の増加が、医学部の定員増をそのまま反映して期待できるのか。医師が増加するまでにはタイムラグもあるが、どう考えているのか。また、特例制度を始めて 10 年間、混乱もなく一定の評価を得て、その者が場所を変えて呼ばれているという現状があれば、制度自体の適性を示すことになるのではないか。

（厚生労働省）全体で 486 保健所のうち現在 55 か所で兼務が生じている。特例を活用した事例は過去の累積で 2 例ある。特例を見据えて保健医療科学院で研修を受けられた方が 6 名おり、そのうち 2 名が実際に所長として勤務されている。任命権者を変えた事例はない。

医師以外の保健所長が増えていない理由が、4 年の限定によるものかは分からない。10 年間でも制度が普及していないのか、あるいは兼務であっても所長は医師であるべきという考え方を自治体の長が持っているのか

を把握した上でどう評価するかを考える必要がある。

(大橋構成員) 保健所の兼務数が55か所というのは決して少ない数字ではない。保健所が把握するエリアの広さや人口を考えると、保健所長の兼務は本来望ましいものでないが、これだけの空席を埋めようとしても特例が2人というのは、制度に柔軟性が欠けているということではないか。

また、所長が兼務状態の保健所はネットワークで組織を作っている。所長の仕事が昔とは異なり、様々なものをマネジメントできる者が求められている中、これらの数字を見ると、医師不足という状況を踏まえて要件を緩和しても良いのではないか。

(厚生労働省) 保健所が担う仕事は、健康危機管理のような場合と、保健医療福祉の仕組みや地域医療構想を作る上で中心的な役割を果たす場合があり、後者は必ずしも医師でなくて良いかもしれないが、前者は緊急時に速やかに、どうプランを立てて対応するかということを所長が指揮するため、行政的な判断と公衆衛生的な判断を同一の者が行わないといけな。それが、保健所長が医師でないといけな一番大きな理由であり、基本的なスタンスは変えるべきでない。

(野口構成員) 平成21年通知の、同一の保健所で4年を超えてその状態を継続できないということの考え方を伺いたい。

(厚生労働省) 平成21年当時の判断では同一保健所だという整理だったが、政令を素直に読むと、同一の任命権者の下では4年間しか保健所長になれないと解すべきである。一方、任命権者が変わった場合は、要件を満たしているかを改めて自治体の長が判断するが、基本的には満たしていると考えられるので、保健所長になることを必ずしも除外していない。

(高橋部会長) 今の医師マーケットの中で公衆衛生医師については今後それほど改善されないのではないかと、という話についてはどう考えるか。

(厚生労働省) 公衆衛生医師に限らず医師不足の問題を数の供給だけでカバーできるか、普通の自由労働市場に任せて良いかという議論がある。医政局の領域では、地域医療について、地域や診療科の偏在も含めて医師の需給を考える検討会を開くこととしている。公衆衛生医師の需要もその中で見込んでおり、需給の在り方、配置の在り方等まで議論しなければならない時期に来ていると思う。単純にこのままで充足できるかという議論はあるが、それは公衆衛生医師に限らず医療政策全体の中で整理したい。

(大橋構成員) 保健所長の年齢構成が高齢化しているのであれば、なおさら早急に手当てを考えなければいけないのではないか。

(厚生労働省) 年代別で見ると40代が14.8%、50代が47%、60代が36%。保健所長は、例えば県では課長級以上の職種で処遇することが多く、年齢も同等見合いということで大体このような年齢になる。保健所長は医療職で処遇され、65歳定年のところが多いということもある。

(高橋部会長) 日本社会では、年齢が上の者でないと実際の任用上なかなか課長見合いの保健所長になれないという現状もあり、制度自体に無理がある。少なくとも医師と同等以上の医学的な知見を要求するのであれば、それを満たせば保健所長としてきちんと任用できる制度を作るべきというのが第1点。

第2点は、公衆衛生に限らず色々な形で医師の確保を考えているという話について、この問題も第1次地方分権から非常に長い時間経過しており、少なくとも放置できる状態にないのではないか。保健所の役割は非常に重要であり、その要である保健所長の兼務状態が続いているのは、行政の在り方として危機的という意識がある。早急に医師で保健所長を確保したいのであればすぐに方針を出し、早急に自治体に示すことも必要ではないか。2次ヒアリングまでに所見をお出しいただきたい。

(伊藤構成員) 医師でない者が保健所長になれる特例の2年間を延長して計4年間を経過した後、更にプラス4年延長するときの同一保健所という通知の文章について、これを普通に読むと、例えばある県のA保健所からB保健所に移れば良いと読めるが、任命権者を変えなければいけない根拠は何か。

(厚生労働省) 2年プラス2年で変えなければいけないとは言っていない。

(伊藤構成員) 2年プラス2年で4年間やった後、更に特例で延長するのがこの通知の趣旨ではないのか。

(厚生労働省) 通知の読み方について、当該自治体の長が医師確保に努力してもどうしてもしょうがない場合に、一度認められた者が他の保健所でも所長になれるという解釈ができるかどうかについては、持ち帰って整理したい。

(高橋部会長) かなり重要な整理であり、是非お願いしたい。

(大橋構成員) 4年でまた場所を変えて4年というのは、市民との関係ではこの所長は8年間適格であることの

お墨つきを行政が与えているのであり、それが1か所か2か所かというのは大した問題ではなく、これを認めるなら例えば初めから8年という期間で認めた方がすっきりする。本当にこのような兼務状態があるとすれば、特例を緩和するか、あるいは強制的に大学病院等で必ず1名この保健所に派遣させるような強引な方法を採用かという選択をすべき時期なのではないか。

(厚生労働省) 解釈についてはこれから整理したい。強制的な配置の話については、これから地域枠の医師が出てくるが、ある程度県の考え方に従って配置することについて話し合いができる対象として地域枠の医師があるので、例えば自治医大の卒業生の処遇と類似の対応ができる可能性もある。そのような地域枠が今後増えてくる状況で、強制的な対応ではなくともある程度県の意向に沿う対応ができるのではないかと考えている。

(高橋部会長) この問題はかなり長い経緯もあり、更に議論が必要である。お願いした論点について再度意見を出し、政令の解釈について再度検討、回答いただきたい。また、全体的な医師の確保について切り離して検討できるかという点を含め、次回また提示いただきたい。2次ヒアリングに向けて引き続き協力願いたい。

<通番1：旅館業に関する規制緩和（厚生労働省）>

(高橋部会長) 前提として、宿泊料を取り、不特定多数の者について反復継続という旅館業の要件について、宿泊料の概念がよく分からない。例えば、シーツのクリーニング代の実費は宿泊料になるのか。

(厚生労働省) 一般的な室料、シーツのクリーニング代等のリネン費、光熱水料等は宿泊料とみなしている。これに入らない食事代、テレビ代等は、そもそも宿泊に付随しない料金であり、宿泊料とみなしていない。

(大橋構成員) 営業という言葉は、普通は営利目的で何らかの利潤が出てくるという話だと思うが、利潤を含まない全く実費だけのものでも宿泊料に入るのか。

(厚生労働省) 利潤を含まない場合、実費相当、クリーニング代そのものであっても、料金を取るのであれば宿泊料としてみなしている。旅館業法は衛生法規の中に位置付けられ、衛生的な環境を確保するために規制しているので、あくまで営業とは反復継続ということであり、利益の有無は関係ないというのが基本的な考え方である。

(高橋部会長) 次に、不特定多数という概念について、例えばいわゆる地域の観光協会があっせんし、そこでふるいにかけて人を紹介するというのは不特定概念に入らないのではないか。

(厚生労働省) 家族、親類等のような関係のある者、一般的な社会生活において通常そのように接すると考えられる者を特定人として考えている。

(高橋部会長) 営業行為との関係では、例えば旅館で受け入れられない者について観光協会があっせんするのであり、営業行為とのバッティングはあり得ない。そのように限定された者を紹介する場合は不特定多数の概念に入らないのではないか。

(厚生労働省) 観光協会等があっせんしたとしても、同じ人がずっと来るのではなく色々な人が利用するのであり、旅館側が選んでいるのではない。不特定の人が利用する形態という点で、どのような紹介の形態であっても不特定多数の者を宿泊させていると解するべきである。

(伊藤構成員) 不特定多数ということは、逆に言えば、宿泊を拒否するには相当な理由が必要ということがあるのだと思うが、この場合はあっせんされた人を特定して受け入れるという形であり、そうでない人は拒否できる形になっている。この点をどのように解すれば良いか。

(厚生労働省) 旅館業法上、宿泊拒否は制限されており、第5条各号に該当する場合を除き、基本的には求められれば宿泊を拒否できないと規定されている。

(高橋部会長) あっせんされていない人は受け入れないという場合は、旅館業法上の営業行為にならないのではないか。正に旅館業法として、そのような営業行為を想定して拒否事由が定まっているのであって、営業という概念と一体であると思う。

(厚生労働省) あっせんだから旅館業法の適用を除外するということになるので、色々な人が利用する場合において安全性を担保するための衛生規範が適用除外されてしまう。

(高橋部会長) それは衛生上の規制について準拠して必要な措置を担保すれば良い。問題は、営業としてやることについてきちんと旅館業法で規制するということである。

(厚生労働省) 紹介であったとしても、誰が利用するかを選んでいない、つまり色々な人が申込みをし得る状態になっており、例えば会員制であったとしても同じことである。

(高橋部会長) 会員制は会員が自由に申し込むのであって、会員の中では随時ということになるが、この場合は

公共的な機関が旅館業法とのすみ分けを考え、正に人を見てあつせんしており、これを不特定とは言い難いのではないか。反復継続についても同じで、既存の旅館で受け入れられない場合に必要に応じて受け入れを求めるといふ事例は反復継続の概念にも当たらないのではないか。

(厚生労働省) 人を特定して、例えば大きなイベントの開催時に限り、食事代だけ実費を取ってボランティア的に宿泊させる事例は確かに反復継続に当たらないと思うが、あつせんの有無にかかわらず色々な人を継続的に宿泊させ、間が空く時期があっても少なくとも宿泊客の受け入れを継続するという事で施設が運営されていけば、それは反復継続に該当する。

(大橋構成員) 理屈の上では不特定の反対は特定で、反復の反対は限定的な利用ということになるが、今の回答はどうもそれだけではないようで、最近の閣議決定等で旅館業法の適用が外れているのも、不特定多数の反復継続というところの解釈を社会性の観点で緩めているのだと思う。公共的な政策、公共機関の担保の下で対象者と回数のある程度の限定が認められれば、政策的に適用を除外することもあるという形で運用されてきたのではないか。そのような観点から、今回の提案も、町おこしや地方創生の目的で公共機関がプログラムを組み、協議会等の仕組みの下で対象者と利用形態を限定すれば、不特定多数や反復継続の要件からの除外が考えられないか。

(厚生労働省) 例えば、イベント時の旅館業法の取扱いについて、開催地の自治体の要請に基づいて行うような公共性が高いものは営業に当たらないという解釈を実際に事務連絡で示しているが、確かに、一般的な議論だけでなく個別の事案の状況を見る必要がある。売買契約の場合のお試し利用についても、正に個別の事案の状況を踏まえて判断する必要があるため、指摘の点を含め、持ち帰って趣旨を踏まえて検討したい。

(高橋部会長) 管理番号5番の提案については、実態を調べていただき、このような条件であれば旅館業法の適用除外になるという見解を明確にさせていただくことは可能か。

(厚生労働省) この件に関してどのように考えるかを確認するという事で良いか。

(高橋部会長) このケースについて、旅館業の適用除外になり得るためにはこういうことが考えられるという条件を示していただくということになるかと思う。

(厚生労働省) このような場合であれば、このような利用形態であったとしても旅館業には当たらないというような解釈ということであれば、管理番号5番の話について具体的にできるかどうか検討したい。

(高橋部会長) どのようなことを考えているのかということをお別のケースでやるのは現実的でないので、提案団体にも確認しつつ、このような一般的な条件があれば旅館業法の適用が外れるという明確な見解を出していただけると、分権の観点から提案団体が非常に助かるのではないかというのが5番のケース。

次のケースが、農家民泊について旅館業法の適用除外を求めるものだが、これは難しいという見解か。

(厚生労働省) 宿泊料を受けて営業を実施するのであれば、営業に当たると考えており、管理番号204番の提案については、旅館業法の適用除外は難しい。

(高橋部会長) 床面積33㎡の要件の適用除外だけを考え、それ以外は旅館業法の網がかかるという見解か。

(厚生労働省) そのとおり。

(高橋部会長) 自治体が旅館業者等も含めた協議会のようなものを作り、旅館業では受け入れられない場合に、顧客の動機等を確認しつつ個別に紹介するシステムを作ったとしても適用除外は難しいか。

(厚生労働省) 正に条文上の文言解釈の問題であり、そのような場合を不特定多数で反復継続というものでないと整理できるかどうか、一度整理しないとイケない。

(高橋部会長) では、204番についてはその点の整理をお願いしたい。最後の提案は、農林漁業者以外にも特例を認めるということだが、これはそれ程ネックにならないのではないか。

(厚生労働省) 規制改革実施計画に基づき検討することとしており、そのような措置を行う方向で検討したい。

(高橋部会長) スケジュール感はどのようになるのか。

(厚生労働省) この特例は、旅館業法施行規則で農林漁業者に限って特例措置を設けているが、中山間地域において農林漁業者以外の自宅を提供する者がこのような事業に参画できるようにという趣旨で規制改革会議から指摘があり、その内容に対応できるよう省令改正を考えている。最終的には年度いっぱいまでに省令を出したいということで内容、書きぶり等を検討している。

(高橋部会長) 空き家の話はどうか。離島の空き家等の活用という管理番号269番の兵庫県の事例については、ビジネスに対する規制緩和という規制改革会議の話とは異なり、公共性の見地から別の形で検討できないか。

(厚生労働省) 家主が住んでいる部屋を貸す場合には、消防や建築に関する基準についても自宅並みの運用をし

ていると聞いている。空き家の場合は居住スペースの一部を利用するわけではないので、あくまでも施設の利用形態によって基準を考えるべきという考え方である。今回の提案内容についても、管理番号5番の提案等と同様に社会性を持って反復継続という要件に該当するかどうか、宿泊料を取るかどうかを含めて検討が必要だが、基本的には空き家を活用して宿泊料を受けて反復継続して不特定の方を受け入れるという前提であれば、旅館業の許可は得ていただきたいと考えている。

(高橋部会長) 自分が住んでいる部屋を一部空けて提供する場合に限りたいということか。

(厚生労働省) 33㎡というのは非常に広いスペースなので、自宅の間を貸す場合には適用除外を考えるべきだと思うが、別荘のような、正に空き家になっているものを使うという話とは違う。規制改革会議においては、例えば具体的に「Airbnb」をどうするかという話を同時に進めており、それらを整理する中で、空き家になっている別荘の活用等についても併せて整理したい。

(野口構成員) その場合、自宅の一部というのが自己所有に限られるのかどうかの解釈について、提案団体から質問が出ている。

(厚生労働省) それは旅館業法というより賃貸借契約の問題だと思うが、例えばホテルでも建物を別の人から丸ごと借りて営業するという形態もあるので、賃貸借契約が又貸しをして構わないという内容であれば、直ちに禁止するものではない。

(高橋部会長) やはり規制改革会議の議論とは違うのではないか。一般の軽井沢の別荘を貸してビジネスチャンスを広げるという話とは異なり、正に地域おこしの観点から、中山間地域におけるいわゆる地域振興5法の適用地域において空き家をあっせんして提供したいという意味で緩和を求めている。農林漁業者以外について緩和を検討いただけるのは非常にありがたいが、更に進んで、中山間地域において居住スペースを有効に活用するという方向で検討できないか、規制改革会議とは別の視点からもう一度改めてこの提案を受け止めていただきたい。

(厚生労働省) 地方分権改革に関する、地域振興という観点からの提案であることは十分理解している。全体の整理の中で、指摘いただいた視点は当然入れていく必要があると考えている。

(高橋部会長) 何点が整理していただくことについては、2次ヒアリングまでに可能か。

(厚生労働省) 最後の空き家の利用に係る提案に関しては、例えばいつまでに結論を得るという整理か。

(高橋部会長) そうではなく、3番目の提案については、まずは厚生労働省としてどのように考えるかを整理し、2次ヒアリングまでに提示していただけるか。

(厚生労働省) 2次ヒアリングまでに整理したい。

<通番 15：土地利用基本計画に係る国への事前協議の廃止等（国土交通省）>

(高橋部会長) 提案団体も総合調整の意義そのものを否定しているわけではなく、協議を、例えば意見聴取等又は事後報告に変更してほしいというのが具体的提案であり、その点について、国土交通省で都道府県に実施したというヒアリングの内容を詳細に御教示いただきたい。

(国土交通省) これまで土地利用基本計画の制度そのものの在り方について議論しているため、ヒアリングは、昨年度の策定義務付けの廃止という提案に対応する内容を中心に行っており、事前調整の改正の要否等については詳しく聞いていない。今後、追加のヒアリングの中で事前調整に関する内容も把握したい。

(高橋部会長) 昨年度の提案に対応する形でヒアリングを行ったということだが、アンケートに関する今後の日程はどのようになっているのか。

(国土交通省) 当初、6月中にヒアリングを終える予定だったが、国土利用計画の策定作業と重複したため、遅延している。大所高所の方針である国土利用計画を踏まえて土地利用基本計画を策定する必要があるというのが当省の認識。追加のヒアリングを8月中に実施し、その結果を踏まえて1か月程度でアンケートを実施したい。その後、それらの結果を踏まえて全体を議論すべく検討会を立ち上げる予定。

(高橋部会長) 追加のヒアリングを8月中に行うという理解でよいか。

(国土交通省) 提案団体でヒアリングを未実施の自治体もあるため、なるべく速やかに行いたい。

(高橋部会長) その結果を踏まえたアンケートをおおむねどの程度の期間で実施するのか。

(国土交通省) ヒアリングと並行して調査設計を行い、9月早々には実施したい。

(高橋部会長) 取りまとめにはどの程度かかると考えているのか。

(国土交通省) 回答にも一定の期間を要するので、取りまとめまで1か月程度を想定している。

(高橋部会長) アンケート結果を分析する期間も要するが、10月の2次ヒアリングまでにアンケート結果に

ついて何らかの紹介をしてもらうことは可能か。

(国土交通省) 中間段階ということになるが、可能な範囲で紹介したい。

(高橋部会長) その後、検討会を立ち上げるということだが、どのようなスケジュールを考えているか。

(国土交通省) アンケートの分析を終えた後になるので、秋には立ち上げたい。

(高橋部会長) 立ち上げた後は、どのようなスケジュールを考えているか。

(国土交通省) なるべく速やかに結論を得たいと考えているが、アンケートの結果次第という面がある。また、国土利用計画における根本的な国土利用の在り方についての指摘も踏まえての検討になるため、今の段階で期限を明示するのは難しい。

(高橋部会長) 土地利用基本計画に関する全体的な見直しが必要という説明だが、過去の地方分権の議論で、計画の策定義務については、1次、2次見直しで存置許容が確定している。根本的に策定義務から遡ってどのような検討をするのか。

(国土交通省) 策定義務を根本的に議論するというのではなく、国土利用の制度の在り方について議論が必要という趣旨である。

(高橋部会長) 要するに地方分権の観点からだけではなく、国土利用計画の位置付けそのものについて、問題意識を持っているということか。

(国土交通省) そのとおり。

(高橋部会長) その場合、大がかりな話になるのではないか。

(国土交通省) 大がかりな話をする必要があると考えているが、それと今回の提案との関係がクリアになれば切り離して検討可能ではないか。関係を明確にして、今回の提案の方は早急に結論を得たい。

(高橋部会長) 年度でメリハリをつけて作業するという観点から、年末に閣議決定を行い、法制上の必要性があれば一括法として整理することになっている。その意味では、議論を切り離せるのであれば閣議決定までに一定の方向性を出していただきたい。切り離せるかどうかということについて、10月のヒアリングまでに目途を示すことは可能か。

(国土交通省) 国土利用計画を近々閣議決定し、その後どのような体制で検討するのか、どのような論点があるのかということから整理する必要があるため、次回のヒアリングまでに結論を出すことには自信がない。

(高橋部会長) 承知した。ただ、提案内容について、アンケート等で都道府県の意見を聞いていただけなのか。

(国土交通省) それは間違いない。

(大橋構成員) 論点は、土地利用基本計画の策定に事前協議が必要かどうか絞られている。事前協議の要否については、初めから切り分けた方が結論を得やすいのではないか。

(国土交通省) 切り分けられるという確信を持つことができれば、なるべく早く結論を出したいと考えており、根本的な議論を最後まで引きずるつもりはない。切り離せるということが分かったタイミングで回答したい。

(高橋部会長) 事前協議を不要にするという提案内容については、受け止めていただき、どこかの段階で決断していただきたい。2次ヒアリングまでに状況を報告していただき、議論の方向を考えていきたい。

<通番 27：高圧ガス保安法等における申請等の手続の適正化（経済産業省）>

(イ：新型バルクローリ)

(高橋部会長) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の許可があるからといって高圧ガス保安法の許可を受けたものとみなすというのはなかなか難しいという話だが、基準を見ると、基本的に違う部分というのはソフト面の話だと思う。

しかし、中身を見ると、単に規定どおりにきちんとやりますというチェックをしているだけである。規定上、遵守することとすれば、許可要件の中に入れる必要はないのではないか。

(経済産業省) 高圧ガス保安法の場合は相手先が工場であり、扱う量もそれなりに多いものが想定される。バルクローリが停まっているところで充填する場合と相手先で充填する場合と2つあるわけだが、周囲に多くの容器と広い置場が想定され、そこに複数の高圧ガス容器がある状態になっている。

したがって、何か問題が生じたときに連鎖して大爆発にならないような措置を講じておく必要があるので、適切な消火設備や保安距離を確保しているかをしっかり図面でチェックしている。

相手先においても、当然危険に留意して作業しなければいけないため、体制が整っているかを許可のときに確認する必要がある。そのため、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律はハード中心だが、高圧ガス保安法はハードプラスソフトで、両方で万全ならしめている。

相手先が全く違うので、そこを想定してそれぞれの法律で規制をしているが、実態上、似たような部分はたくさんあるので、そこを省略するということはできるのではないかと考えている。

(高橋部会長) 確認すべき事項は、ハード面についても若干違うのか。

(経済産業省) ハード面についても異なる。

(高橋部会長) 細かな技術的な話なので、どう違うのかということを含めて事務局のほうに提示していただきたい。また、ソフト面についても大分違うという話だが、その趣旨をもう少し御教示いただけるとありがたい。

(経済産業省) ソフト面に関しては、例えば充填容器の置場の距離や転落とか転倒とかして損傷するようなところについて粗暴な取扱いをしないとといった対策を求めており、そういった体制が整っているのかを許可時に確認していく必要がある。実際、高圧ガス保安法では許可基準になっているが、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律では特段許可の際の確認はない。

(高角参事官) そもそもこういった規制の違いというのが、どういう法の趣旨に基づくものなのか、事実関係を改めて整理して、事務的にすり合わせをさせていただきたい。なるべくわかりやすく、左右の対照表などでお示しいただければと思う。

(高橋部会長) これは逆に、チェック項目の多い、高圧ガス保安法で許可をもらえばよいというのはあり得ないのか。

(経済産業省) 実際に高圧ガス保安法の中でバルクローリの基準というのを引っ張ってきて、その基準を使っているという関係にある。しかし、富山県が意図しているのは、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の許可があって、その上での高圧ガス保安法だと思うので、順番を逆にしたからといって、ニーズに合っているのかというのは怪しいと思う。

(高橋部会長) 二重許可が非常に事務負担であるという話だと思うので、逆でも大丈夫なのかというのは富山県にも聞いてみたほうがいいと思う。

(大橋構成員) 工業用と民生用ということで、これが別々の許可で出てきている場合はそれぞれ選んでやらしてもらえばいいと思うが、2つの許可が同時に必要だというような場合には、高圧ガス保安法の方がチェック項目が多く、ソフト面もプラスアルファでというような形であれば、そちらをクリアすればもう一つの方は不要とはできないのか。

許可手続を簡素化するということは政府が進めている申請手続の改革という流れの中でも位置づけられることなので、2つの許可を一緒に受けたいという申請事案が一定量あるのであれば、みなし化を進めるべきではないか。

(経済産業省) 問題意識については理解している。ただ、相手が工場と消費者とでは、使い方も事故の実態も違ってくるので、それぞれの観点から法律を分けて管理しているというところがあるので、法目的に照らし合わせて検討していく必要がある。

(大橋構成員) それは1つの許可だけを望む事業者もいるわけであるから、それぞれについて用意するというのは当然のことだが、事業者が2つの許可を同時に受けたいというニーズがあるのであれば、そのときに手続を2つ走らせる必要があるかどうかというところは合理化の必要性があると思うし、提案団体の趣旨にはそういうところもあらわれている。

これは単なる理論上の問題ではなくて実務上出ていることなので、そのところについても検討いただきたい。

(経済産業省) 富山県のニーズや実態面も含めて総合的に検討する必要があると思う。

(高橋部会長) 法目的の、要するに民生用と工業用の違いは理解しているが、チェック項目がどちらかがどちらかを包含関係にある場合については、實際上、それしか見ない。

そういった点で両方分ける意味はあるが、ダブった場合についてどうするのかというところをぜひ2次ヒアリングまでに検討いただきたい。

(ア：コールド・エバポレータ)

(高橋部会長) 一定量の場合について、基準で言うと処理能力100m³/日以上の場合、製造の許可だけでいいと

いう話か。

(経済産業省) 第一種製造者、処理能力100m³/日以上の場合、大型で基本的には貯蔵所がついているので、貯蔵所とセットで許可を出している。

(高橋部会長) それを下回る場合については、製造は届出であり、貯蔵については1,000m³以下であれば届出になるということよろしいか。

(経済産業省) ガス種によって違いはあるが、基本的にはそういうことである。

(高橋部会長) 基本的には第一種製造者と第二種製造者の基準は一緒で、貯蔵の基準は製造の基準の一部だと理解しているが、実際そういうことになっているのか。

(経済産業省) 基準の中で、第一種と第二種というのは同じ基準を引っ張ってきているが、そのうち第二種については製造量が少ないのでチェック項目が減ってくる。

また、製造の基準の中に貯蔵に関わるような基準も入っていて、貯蔵だけの場合はチェック項目がその部分に限られてくる。

(高橋部会長) 要するに製造が許可制の場合、貯蔵が手続不要なのは包含関係にあるからということか。そういう意味で言うと、第二種の場合でも製造についてきちんとチェックしていれば貯蔵について不要と言えるのではないか。

(経済産業省) なぜ第一種製造者の場合には貯蔵の許可もしくは届出が要らないかという、製造に係る貯蔵についても併せて見ているからである。

第二種製造者では、30m³/日の高圧ガスの製造も製造者になるが、貯蔵がかかってくるのは、300m³を超えてきた場合であるため、併せて見ていない。

基本的には高圧ガスを製造して、そこに作ったものを貯蔵しておくというのが典型的なパターンだが、第一種製造者は100m³/日を超える高圧ガスを作るので、作ったものをどんどん貯蔵していく。だから、製造と貯蔵というのはある種ペアなわけである。

けれども、第二種に関しては、例えば圧縮装置などで高圧ガスを作って、その場で使うような、わざわざ貯蔵する必要はないという場合もある。したがって、あえて一緒になっているわけではない。

(高橋部会長) その場合、何をみているのか。

(経済産業省) 第二種の製造については、高圧ガスの危険防止措置が採られているかを見ている。

貯蔵の場合は、貯蔵量が非常に大きく、それ自身の危険度が大きいので、危険性を確認している。

(高橋部会長) 何をみても何をみえていないかという具体的話がなかなか我々にもはっきりしない。第一種の場合については製造の許可の際に貯蔵も含めて全部チェックするという御説明だった。

(経済産業省) 法律にそう書いてある。

(高橋部会長) 第二種の製造の届出と貯蔵の届出とで見ることが違うということか。

(経済産業省) それは分けている。なぜならば、第二種製造の場合は30m³/日以上であり、非常に小さい量から行っている、貯蔵の届出が必要だとしているのは300m³/日以上なのです。そもそも考え方が第一種と第二種は大分異なる。

(高橋部会長) 製造が300m³、貯蔵が100m³か。

(経済産業省) 製造が100m³以上の場合、貯蔵の届出が必要になってくるのは300m³/日以上である。製造が100m³未満の高圧ガスを製造する場合は第二種の製造になる。

(高橋部会長) 貯蔵の届出の一体何の項目をみたらいいのかが今一つの我々にははっきりしない。

(経済産業省) 貯蔵の場合は、まず量が多いので、水平なところに設置しないとイケない。そこが年月とともに、例えばアンカーボルトの腐食や沈下により、地盤面との関係で安定性を欠いてくる可能性があるため、当該部分の管理面をみている。

実際に貯蔵のほうで巨大な事故などが起こっている。それはいろいろ原因がある中で起こっているわけで、そういう状況を見ながら安全基準が作られている。

(高橋部会長) それは製造の届出ではみえていないということか。

(経済産業省) みていないし、実際に管理するところも違う。

(伊藤構成員) 第二種の中で製造だけをやっているところと、貯蔵も含めてやっているところがあるという話だが、後者で比較的大規模なものを扱っているところを第一種と同じような手続にすることはできないか。

(経済産業省) 富山県は非常に限定的なケースで言っている、そのためだけにこういう措置をすることは適

切ではないと思っている。したがって、我々ではできる範囲で実際に負担軽減を別の方法で行っていきたいと考えている。

富山県の資料の15ページ、マトリックスで整理されているのが分かりやすいかと思う。この横軸が製造能力で、100m³/日以上のところは第一種製造者であり、製造の許可で併せて貯蔵も見ている。それ以下のところが第二種製造者であり、これについて貯蔵量が多い少ないによって、届出であったり、届出でなかったりとなっている。

富山県の提案は、真ん中の緑の部分のところは共通だからこのところを一本化してはどうかということだが、これは第二種の届出なので、届出段階で技術基準をきっちりチェックするというよりも、届出を出していただいて把握する。

逆に第二種貯蔵所になると事業者側に帳簿の記載とか保存の義務がある。例えば届出に基づいて自治体が立入検査をすることで、県内にどれほどの貯蔵所があるのかをしっかりと把握し、管理をしていただくことも重要であり、そういう形で届出を出していただいて把握ができればと思っている。

(伊藤構成員) 届出であるにしても、両者一体で届出させる、かつ、そこでチェックする、保存するということができないのか。

(経済産業省) 自治体からの要望にもよるが、非常に複雑な管理が必要になっている。例えば第二種製造者でも、貯蔵については届出が必要な人、不要な人、あるいは許可が必要な人とさまざまバリエーションがあるので、かえって行政側として管理しにくくなる面もあろうかと思う。

高圧ガス保安法の審議会ですべての運用ルールを自治体の方も入っていただいて議論しているが、富山県以外からこういった実務面での要望は余りなかった。

(三宅次長) 富山県はエバポレータというので製造と貯蔵が同時に行われるようなもの。これに限っての話として考えたときにはどうなのか。

(経済産業省) 限り過ぎていてというのが我々としては問題意識を持っている。しかも、貯蔵に関して言うと、それだけで大容量の高圧ガスを貯蔵しているので、長期的にしっかりと管理していく必要がある。第二種製造者と貯蔵所だと見ていかなければいけない部分というのは違うので、適切な管理をしていく上でも届出は必要である。

しかし、1枚2種類の届出を出していただければ、あと残りの書類はほぼ一緒なので、特段それで問題が発生するとは考えていない。

(三宅次長) 全部省略するということか。

(高橋部会長) 基本的に省略できるということについては我々もありがたいと思っている。同じでないとおっしゃっているところについて、我々は同じであるという意識で今まで見るところが、その前提で片方出せばいいのではないかという話をずっとしている。今日の話だと届出のチェック事項が同じでない。

(経済産業省) 同じでないと言ったのは、コールドエバポレータに関してではなくて、一般論として言っている。コールドエバポレータに関しては、基準は一緒である。

ただし、富山県も指摘しているが、貯蔵の部分については台帳で管理しなければいけないということになっており、第二種製造者にはそういったものはない。

(高橋部会長) 要するに御提案のコールドエバポレータについては一緒だということはそうだと。

(経済産業省) 一緒だが、余りにも限定的な提案過ぎるではないかと思っている。

(高橋部会長) 要するに一般論に広げると届出と製造は見るところが違ってくという話だと。ただ、これについては偶然一緒になっているという話か。要するに、施設の性質上、一緒になっているという話。それを前提に議論したいと思う。

(大橋構成員) この事例について言うと、第二種製造の届出の中で見る、省令で定めてある基準というようなものは、第二種貯蔵所の届出の中身を含んでいるというように考えられるわけか。今は2つの手続をそれぞれの法律の条文に基づいて2本出させているということだが、これだけ一体のものであれば、1本出ればこちらはみなしたものであるというような取り扱いができないのか。

問題となるのは先ほどおっしゃった書類の管理の話だが、例えば書類の管理ということ自体は、それが手元に書類が残って後々チェックができるような体制があればいいので、届出の中で用意されなくても、別途要求できれば構わないと思うが、いかがか。

(経済産業省) 先ほどから申し上げているとおり、非常に限定的な話であり、単に届出の頭紙1枚をいただければ

ばいいので、それで管理ができるという話である。

(高橋部会長) コールドエバポレータというものの届出件数のうち、緑の部分についての割合というのはどれぐらいか。

(経済産業省) 第一種製造者、第二種製造者がどのくらいいるか、コールドエバポレータの設置事業所はどのくらいあるかというのはわかるが、その内訳は集計したことがない。

(高橋部会長) かなりの割合があれば制度化する意味があると思っているが、おっしゃるように非常に限定的であれば特例的なものとして制度化できないというのは理解している。

県を限った特定サンプル調査でも結構だと思うので、コールドエバポレータというものについて定型化できるような割合がないのかどうか、調べていただいて、さらに2次ヒアリングで御議論いただければと思う。

<通番9：中心市街地活性化法における大規模小売店舗の立地に係る特例区域指定権限等の中核市への以上(経済産業省)>

(高橋部会長) 前提として、客観的なデータに基づいて議論することは非常に重要だと思う。中核市長会での調査について事務局から話があると思うが、まず貴省の照会はどういう形で行ったのか教えていただきたい。いつ、どんな形で、どのような部署に対してどの程度の形で照会されたのか。

(経済産業省) 調査については、経済産業局から大店法の職務を担当している自治体に意向を聴取する形で伺った。その結果をまとめたものがこちらのデータになる。

(高橋部会長) どちらの部局に照会したのか。

(経済産業省) 経済産業省の流通政策課から各局の大店法所管課を経由して各自治体の大店法を所管している部局に照会した。

(高橋部会長) 提案団体も含めて調査したのか。

(経済産業省) 提案団体には直接連絡をとってはいけなかったと思うので、確か直接は連絡をしなかったと思う。

(高橋部会長) その辺、事務局、考え方を整理してもらいたい。

(高角参事官) 提案募集のルールとして、各府省が直接提案団体に接触するのは避けてくださいとお願いしていることは事実である。

(三宅次長) ただ、一般的なアンケートで全体の意向を諮るときまでも制約する意図ではないので、事前に相談してもらえればそのように回答したと思う。連絡を密にしていきたい。

(経済産業省) そこは重々気をつけてやっていきたい。

(高橋部会長) 分権の意向調査については、やはり団体としての意向が重要だと思う。確かに、担当の意向も専門技術的な観点から重要だと思うが、団体としての意向を聞く形でアンケートをやってもらえればありがたかった。その点はいかがか。

(経済産業省) おっしゃるとおり、各団体の意向もあるかと思ったが、業務で関係しているのが経済産業局と自治体の担当部局なので、まずそちらからと思って調査した。そこは注意したい。

(高橋部会長) わかった。

次に、中核市長会でも既に調査をしており、その調査結果は渡っているか。

(経済産業省) まだもらっていない。

(高橋部会長) 事務局から調査の結果を披露してもらいたい。

(高角参事官) 経済産業省には示していないが、中核市長会でアンケートを行った結果、権限移譲によって重大な支障があるか聞いたところ、28市が重大な支障がないと回答した。貴省の調査結果とは若干質問内容も違うが、食い違う結果になっていると思っている。

(高橋部会長) そうした事情もあるので、団体としての意向を聞いてもらい、それを踏まえてということだと思う。ぜひお互いの資料を突き合わせて議論をしていきたいのだが、仮に中核市長会等で一律移譲の意見がまとまった場合にはどうか。

(経済産業省) 仮に一律移譲でまとまるなら、もちろんそのことを踏まえて検討することはあり得る。ただ、色々と現場の方々とも話をしていると、先ほど説明したとおり、隣接する市町村との調整や、その市にとどまらない広域的な調整もあると思っている。また、大店法の話だが、権限移譲された中核市でもなかなか運用面でも大変だと聞いているので、全体の意向をよく見据えながら、あと実態がどうかを踏まえて検討していきたい。

(大橋構成員) 先ほどのアンケートの件だが、アンケートを行なうときには聞き方、具体的に言うとどんな質問票を出してどういう回答が出てきたのかという方式によって結果も違っているようなので、質問票なども提示してもらいたい。

また、大店法は昔のように出店調整をしておらず、環境の観点を見るものと認識しており、近隣市町村との調整という話があったが、例えば、事務を行っている指定都市では影響範囲のとり方として1キロ半径圏内としているものもある。市の範囲を超えるほどの影響をこの法律で見る必要があるのか。

(経済産業省) 大店法の質問については、出店時に、特に地方だと車等を使って来店する方もいるので、半径1キロ以内だけではなく、その周辺の道路に与える影響等も含めて自治体で色々な調査をしている。このため、この瞬間に半径何キロというところまで言えないが、過去の例だと、市の中だけではないものや、市の中でも市境にできて隣町に影響が及ぶ場合もあったので、そうした点を見ながら判断していると聞いている。

もう1つの質問だが、基本的にフラットに、大店法の権限移譲を希望するか、希望する場合にはどういう理由からか、あるいは希望しないかという聞き方をしている。

(高橋部会長) お互いに突き合わせるので、質問項目等も含めて事務局に提供してもらいたい。生のデータではなくてフォーマットだけで構わない。

(経済産業省) ありがたい。

(大橋構成員) 聞きたかったのは、指定都市は権限を持っているが、中核市ではできないという理由を具体的に示してもらいたいということである。先ほどの影響範囲や面積の話を見れば、その2つの間に有意な差はないのではないか。

(経済産業省) 政令指定都市は人口50万人以上の都市だが、現行法だと、中核市は大体20万人以上ということで、若干人口規模あるいは面積で差異もあるかと思ひ、政令指定都市では担当してもらっている。中核市では、県と中核市で話しをしてもらい、移譲がふさわしいということであれば、事務処理特例条例で権限移譲しており、各自治体の状況に応じて行われていると思っている。

(高橋部会長) 少なくとも中心市街地活性化法では問題になっているのは中心市街地であり、まさに中核市の中心部分なので、大橋構成員が言ったように、周辺部に与える影響というのはおよそ基礎本的には経験則上、考えられないのではないか。

(経済産業省) 過去の例だと、松山市のすぐ近くの町にショッピングモールができたときに、色々な人の流れや影響があるという話を聞いた。もちろん松山市で愛媛県と話をし、松山市の中でできるということであれば、現行制度、事務処理特例条例で権限移譲してもらえば可能なので、松山市と愛媛県でよく話し合ってもらいたい。

(三宅次長) 自治法上の話は、県と市の話し合いの中で合意ができればという話であり、今の議論は制度として中核市までであれば移譲できるのではないかという議論である。現行制度でバイパスがあるという議論ではないと思っているので、よろしく願いたい。

(高橋部会長) 事務処理特例の話はいつも出てくる。色々な省庁との話し合いで、事務処理特例でやればいいという提言をもらうが、事務処理特例だと、財政上の措置や基準の設定権限、さらに言うと正規な形で法令上与えられた権限と条例委任された権限との違い等、色々な違いがあるので、あえて権限移譲という形をお願いしている。事務処理特例でできるということは、特例として考えてもらいたい。一般的に事務処理特例でという話では、私どもとしては権限移譲してもらいたいという話になる。

もう一つ、今の話だが、松山市が中心市街地に特例を設けようとしたときに、何か隣町に影響があるという指摘があったのか。

(経済産業省) 逆になるかもしれないが、松山市で中心市街地活性化を進めるときに、近隣の町に大きなショッピングセンターができると松山市の中心市街地に影響がでると聞いたことがある。そういった場合、県である程度調整もしている。

(高橋部会長) それは隣町に特例を与えるかという議論で、松山市に与えない議論ではない。

(経済産業省) そういう意味では直接関係ないかもしれない。

(高橋部会長) 距離的な影響、商圈の影響でいうと、地理学的な話なので、大橋構成員が言ったように指定都市の中にも面積が狭い指定都市もある一方、中核市は地域の中核的な位置を占めている都市なので、割と規模は大きい。要するに面積が大きい都市が中核市になっていると思う。そういう意味で、中核市が中心市街地に特例を設けようとした場合に、懸念されるような近隣への影響というのは経験則上考えられないのではないか。

(経済産業省) 中心市街地の特例だけではなく、松山市は、大店法の権限もセットで移譲を求めていると聞いて

おり、セットで考えざるを得ないと思っている。

(高橋部会長) 事務局はどうか。

(高角参事官) 今の話の関係で言うと、逆にそこはセットではなくて、切り離して中心市街地の地域の指定の権限だけを切り離して移譲するという議論は可能か。

(経済産業省) 例えば資料の2ページ目に書いているが、第二種特例区域では、大店法の手続がまだ残っている。そこは松山市も第一種だと難しいので第二種しか区域設定をしていないみたいだが、中心市街地活性化法の特例と大店法を切り離してというのは難しいのではないか。

(三宅次長) 難しいので松山も大店法もと言っているのであって、最初から大店法をよこせという話ではないと思う。

(経済産業省) だからセットでということではないか。

(三宅次長) それは切り離しが難しいのではないかということなので、切り離して議論できれば一番ありがたい。大店法の移譲を求める話から始まっているわけではない。

(高橋部会長) 19ページの説明だと、これはセットという理解なのか。

(高角参事官) 資料3の19ページ、提案団体のところだが、最後の行に、なお、その前提として、本則である大店法の届出も併せて求めるとあるが、その支障事例は先のとおり。

(高橋部会長) 要するに、切り離せるのであれば切り離して、中心市街地の特例だけくださいと理解している。それでよろしいか。

(三宅次長) その通り。

(高橋部会長) そういう理解なので、検討いただければありがたい。もし、理解の前提が違ったのであれば、切り離しもあり得るかを持ち帰って検討してもらいたい。

(経済産業省) 検討するが、大店法がまずあって、その上で特例があるので、特例だけ切り離して移譲するのはいかなものかと思うが、改めて指摘をもらったので、検討したい。

(高橋部会長) 要するに、法令適用上の基準を委任してくださいみたいな話だと思う。大店法の権限は求めないが、簡略化のための基準策定権限を移譲してほしいという話に近いので、そこは切り離せなくはないと思う。特に市として中心市街地に誘導するという大店法の運用を自分で決めたい。それ以外の事務については、引き続き調整を県にお願いすることもあり得るということなので、導入の権限を与えてくださいということは十分あると思う。検討してもらいたい。

(経済産業省) いずれにしても、先ほど事務局が中核市に聞いたのは、我々はニュートラルに担当レベルに伺ってしまったが、重大な支障はあるかという聞き方だった。聞き方も含めて、突き合わせながら、本当に中核市で望んでいるのかも含めて、アンケートの取り方や意向、切り離せるかどうかも踏まえて検討したい。

(高橋部会長) もう一つ。貴省から提示いただいた資料の4、44ページで、権限移譲は、大店法の権限移譲のことしか調べていないということか。

(経済産業省) 特例区域の権限移譲は条例でできるが、例はないと聞いている。

(高橋部会長) 事務処理特例条例で移譲可能ということは、法令所管官庁としての見解ということか。

(経済産業省) 広域行政の観点もあると思うが、地方分権の観点から条例上できるということである。

(高橋部会長) 聞いているのは、4番の権限移譲が具体的に何を指しているのか。

(経済産業省) これは大店法上の権限移譲である。

(高橋部会長) 要するに中活法も含まれているのか。

(経済産業省) 中活法も聞いたが、実際は行ってはいないと聞いている。

(高橋部会長) 要するに、大店法と中活法を別個に聞いたということか。

(経済産業省) 両方セットで聞いていて、大店法に基づく個別の店舗の届出などを権限移譲している例はあるが、中活法の提案いただいた部分で権限移譲されている自治体はない。

(高橋部会長) その場合に、切り離して移譲できるという前提で聞いたということか。法令を所管する官庁として、そういう聞き方をしたということではよいか。

(経済産業省) そのとおり。当然そこはできるという前提で聞いている。

(高橋部会長) わかった。

(勢一構成員) 資料の44ページの4番目だが、これは現状の実績ということか。

(経済産業省) そのとおり。

(勢一構成員) まちづくりは、地域の住民にとって重要なものなので、基礎自治体で担っていききたいという需要があると思う。実際に都道府県でも10県は特例条例で行っていて、その中で6中核市が受けている現状を示してもらった。この評価だが、先ほどの説明では、移譲後の課題を3点挙げてもらった。移譲を受けて新しい業務を担うのだから課題は多くあると思う。反面、中核市の側から移譲を受けてよかったというメリットが出ていないのか。また、移譲した都道府県の側としても、現状をどう評価しているのか。

(経済産業省) 今回は中核市に聴いたので、都道府県の考えは聴けていないが、既に移譲を受けている中核市で、1つの機関で完結できるようになったので、事務処理がスムーズに行われるようになったという声は出てきている。一方で、事務量が増えてくるとか、逆に件数が少ないので、知識がたまらない等の課題もある。両方の声が聴こえてきている。

(勢一構成員) 制度というのは、100%満足の得られる制度はあり得ない。現状の地方自治体の状況や、到達水準等も考慮してもらって、総合評価で移譲するかどうか検討してもらいたい。

(経済産業省) そのとおりだと思う。中核市の意向に加え、現在事務を行っている県や政令指定都市の意向も踏まえ、あと内閣府でもアンケートをしたということなので、状況を突き合わせながら検討していきたい。

(三宅次長) 部会長の補足確認だが、44ページの移譲のところ、大店法と中活法、それぞれ別々に県の意向で移譲できるということではどうか。大店法は移譲せずに、中活法の特例の権限だけ移譲することもできると。

(経済産業省) 実際の事例はないが、法律上の規定から言うと、中活法の部分だけということもできなくはないとは思っているが、具体的な要望が出てくるようであれば検討かと思っている。

(三宅次長) もう一点、大橋構成員が言った1キロの話だが、補足すると、店から1キロではなく、市境から1キロのところに店ができる場合には隣の市に届出などを情報提供する運用だと聞いている。その点について確認したのだと思う。

(経済産業省) 隣の市から1キロのところに店を出すときに、隣の市に出すというのはどういうことか。

(三宅次長) 届けを出すのではなくて、受けた市が情報提供するという意味で、広域性の問題としては中心では大丈夫ではないかということだと思う。市の境では少し隣の市も考えるが、市の中心では広域性という観点は要らないのではないかということだと思い、補足させてもらった。

(高橋部会長) これからまだ2次ヒアリングもあるので、ぜひお互いの資料を突き合わせた上で、商圈の影響は距離基準が大きく、人口規模とは余り関係ない話だと思う。繰り返しになるが、政令指定都市と中核市とは面積では違わないので、そこは指定都市に移譲されているのであれば中核市に移譲していいのではないかというのが我々の基本的な考え方である。その辺も検討してもらい、また2次ヒアリングで意見交換をさせてもらいたい。

<通番 28 : 計量法に規定する検査期間の延長 (経済産業省) >

(高橋部会長) 資料の検証の箇所を見せてもらったが、平成14年以前の不合格率はどうか。

(経済産業省) 手元にデータがないので正確な数値は分からないが、1%程度よりはもう少し高かったと記憶している。

(高橋部会長) そのデータはあるか。平成14年以前の過去10年間ぐらいの推移をいただきたい。事務局はそれでいいか。

(高角参事官) お願いしたい。

(高橋部会長) その上で、経済的規制ということなので、コストベネフィットの観点も重要だと思っている。この2年という基準は何年前にできた基準なのか。

(経済産業省) 平成5年の改正時である。

(高橋部会長) 平成5年前までは何年だったのか。

(経済産業省) 2とおろしあり、郡部は3年、郡部以外は1年だった。

(高橋部会長) 郡部以外では1年を2年に緩和したということか。

(経済産業省) そのとおり。

(高橋部会長) 逆に郡部は3年を2年に強化した。

(経済産業省) 郡部でも使用頻度が高まってきたこと等を勘案して、一律で2年に変更した。

(高橋部会長) 非自動はかりの精度も上がってきたという点でいうと、確かに不合格が出ていることは理解できるが、経済的規制のあり方として、費用効果分析の観点から2年という間隔が適当か、疑問がある。

(経済産業省) 不合格率が1%ということだが、経済的規制と言っても、健全な商取引の環境を確保することが

目的であり、消費者がどれほどの誤差を許容するかということが問題である。極端なことを言えば、100グラムの肉を購入した消費者が、正確に計量したら95グラムだった場合に、この誤差を許容するのかということである。我々としては売主と買主の双方が誤差を正しく認識して商取引するなら問題ないが、知らないうちに誤差が生じていることは健全ではないと思っている。

(高橋部会長) 不合格率は100を50など、そんな極端なレベルでしかチェックできないのか。

(経済産業省) それは例え話である。どの程度の確からしさでやるかということ、現在、全体の不合格率は1%だが、その1%を我々は重く見ており、国際的にも1年から2年で定期検査を行っている。

(大橋構成員) JISが入ったのは平成17年からで間違いはないか。

(経済産業省) そのとおり。

(大橋構成員) その前の省令と実質的に変更がないというが、その基準は。

(経済産業省) 技術基準は省令で定めており、省令で定めた基準を一旦JIS化して、省令でJISを引用した。

(大橋構成員) その基準は何年頃にできたのか。

(経済産業省) 元々の基準は特定計量器に入ったときに定められており、必要な改正を適宜行ってきている。非自動はかりについて、いつ改正があったかは手元に資料がないが、平成17年は、省令に書かれていた内容をそのままJISに書き写した。

(大橋構成員) その基準、JISの基準とその前の基準はどのように推移したのか。今回政令、省令等で平成5年に期間を2年にしたのは、そこを挟んだ不合格率の推移等を見て決めたのではないか。そうだとすれば、ここで平成14年以降の数値だけ見てもわからないので、その中身を教えてもらいたい。それと、1%という不合格率の中身だが、具体的にどれくらい誤差が生じているものが1%に含まれているのか。甚だしいものなのか、それとも僅かな誤差なのかといった不合格率の中身と、その不合格になった機器の年式等も併せて資料をいただきたい。

(経済産業省) 定期検査は、合格・不合格の検査なので、どれくらい狂っていたかという記録はない。

もう一つ、非自動はかりの製造年月日を1台1台確かめて定期検査をしていないので、何年の非自動はかりが不合格になったのかという記録もない。

(小早川構成員) 不合格になった非自動はかりがどれだけ狂っていたかという記録はないかもしれないが、不合格にするかどうかの閾値はあるのではないか。

(経済産業省) 技術基準に定められているので、後日提示する。

(小早川構成員) それが取引上の観点から見てどの程度のものなのかが問題である。

(高橋部会長) 国際的に2年が標準だということでドイツ、フランス、中国、韓国の例を紹介してもらったが、イギリスはどうか。

(経済産業省) イギリスは期間の定めはない代わりに抜き打ち検査を行っている。

(高橋部会長) アメリカはどうか。

(経済産業省) アメリカは州によって異なるが、例えばカルフォルニア州は2年だったと記憶している。

(高橋部会長) 日本は2年に1回になっているが、必ずしも国際標準とは受け取れないので、経済的な規制のあり方としてこれが適正かどうか。かつ、その規制を引き受けている地方公共団体の事務負担という点でどうかということを考えてもらいたい。

(大橋構成員) 先ほど、前は郡部と市部を分けていたという話があったが、それには理由があると思う。この検査で、都道府県、指定都市、中核市、特例市、一般市、それと町村での不合格率の差異はあるか。

(経済産業省) 概ね1%程度で同じである。

(大橋構成員) 何故郡部は3年にしていたのか。それが理由ではなかったのか。

(経済産業省) 昭和26年に計量法が定められたときには、計量器の質の関係で、使用頻度に応じて非自動はかりが狂うスピードが異なるということで、使用頻度が高い都市部は検査期間を短くして、使用頻度が低い郡部は3年にしていた。平成5年に、市街化が広がってきて、基準を一律にすべきという答申が出たので、基準を統一した。

(高橋部会長) 平成20年の計量制度検討小委員会報告で、我々と同じ問題意識だと思うが、非自動はかりの技術も変化しているということで技術開発と検定の有効期間について検討することが期待されるとされていたと記憶しているが、その検討結果はどうなっているのか。

(経済産業省) 平成20年の報告書では様々な記載があるが、非自動はかりについて期間の延長までは具体的に示されておらず、先ほど提示したが、ここ10年強の不合格率の推移等を見て、技術的に大きな変化が見られたこと

等はないと判断している。あわせて、取引の公正さということで、その観点からも一定の期間、具体的には国際的な状況も見ながら2年間と判断をしている。

(高橋部会長) 申しわけないが、計量法の視点に不正の防止が入っているという話は初めて聞いた。そこは違うのではないかと思うが、何かあるか。要するに、不合格になる精度をどのぐらい日本で追求しているのか。他の国で本当にそこまでの精度を要求しているのかも含めて、資料をいただきたい。

(経済産業省) 資料は提出するが、検定公差については国際的な技術基準を用いており、アメリカもドイツも同じである。

(高橋部会長) わかった。それも含めて資料をいただきたい。

あと不正の防止についても考え方は違うと思うので、それも含めて資料を出してもらって議論していきたい。

(高角参事官) 1点だけお願いがある。郡山市の不合格率のデータを事前に渡したが、我々が見る限り、3,000台という母数ではあるが、ある程度有意な変化が現れているように思える。その一方で、全国的にはほとんど変化がない。これをどう考えるかというところがあると思う。そこはもう少し精密な検証が必要なのではないか。もう一つ、郡山市からは、不合格になっているものはある程度年式の古いものが多いと聞いているので、そういうことも踏まえた検定検査期間の設定もあり得るのではないかと思っている。そのあたりは引き続き議論させてもらいたい。

(勢一構成員) 1%の不合格率の評価が難しく、国際的には同じような基準に基づいて大体2年で検査しているということだが、海外の不合格率はどのくらいか。

(経済産業省) それは承知していないので調べたい。

(高橋部会長) それを含めてデータに基づいて客観的な議論をさせてもらいたい。

では、次に移りたい。

(高橋部会長) 岐阜市の場合は特級基準分銅の使用頻度が少ないので、そういう場合に特例的な取扱いをすることは考えられないということか。

(経済産業省) 元々特級基準分銅は頻繁に個別の非自動はかりの検査に使用するものではない。年2回というのは、各自治体で質量標準管理マニュアルというものを定めて、産業技術総合研究所(産総研)がそれをチェックしているが、このマニュアルの中に、実際に定期検査に使う実用基準分銅を年に2回検査するという内容がある。このため、年2回としているのだと思う。しかし、使用頻度が低いから検査の周期を延ばすということは、体系上、考えにくい。

(高橋部会長) それはどういう理由で無理なのか。やはり使用時に触ったり、接触したりして誤差が出るという話だと思う。まさに使用頻度によってリスクが変わってくるのではないか。

(経済産業省) 非自動はかりの中でも高い精度が要求される一級の非自動はかりの検定や検査にも特定基準分銅は用いられており、そういう中で頻度が年2回の場合もあれば、それ以上のこともあると思う。いずれにしても、特級基準分銅及び下位の分銅は、もともとはキログラム原器も含めて、精度が厳格に守られるべきものとして規定されている。ここが狂うと下位の分銅が全部狂うので、この基準分銅は国際的にも厳格に管理されている。具体的には、資料4の57ページ目の下に基準器公差があるが、これは国際的にもしっかり守るということで運用しているので、今までどおりしっかりとやっていきたい。

(高橋部会長) 国際基準ということだが、その国際基準の関係で難しいという説明が必要だと思う。国際基準がどうなっているのかをきちんと示してもらわないと、本当に緩和をお願いできるか判断がつかないので、国際的にどのような取扱いが要求されているのか資料として提示してもらいたい。英語で出してもらっても大変なので、かいつまんで、こことここでこういう形でやっているというのを日本語で出してもらえるとありがたい。

(経済産業省) 調べて、どこまで可能か検討してみる。

(小早川構成員) 基準分銅の合否をチェックするために上位の基準分銅があるということだが、検査の結果、不合格になる事例はあるのか。

(経済産業省) 事例はあるが、基準分銅は本来狂ってはならないものなので、不合格率はゼロに限りなく近い。過去は1,200個特級基準分銅を年間検査したが、そのうち不合格は1つだった。非自動はかりの場合は1%の不合格率と言ったが、この分銅は計量の基準中の基準で狂ってはならないものであり、非自動はかりと同じような不合格率ということはなじまない。

(三宅次長) その1個の不合格の理由はどのようなものか。

(経済産業省) この1個の理由はわからないが、一般的に不合格になる理由としては、分銅自体に磁気を帯びて

しまうといったことが考えられる。

(小早川構成員)そこは、定性的にこういうことがあり得て、それによってその基準分銅がおかしくなるということだろうが、そこは数量化されていないのか。それとの関係で、上のランクのものを何年で見るかということ、その見合いの話だと思う。その辺、何か専門的な見地から計算されてこの年数が出てきているのか。

(経済産業省)回答したい。

(小早川構成員)もし何か考え方があれば教えてもらいたい。

(経済産業省)調べて回答する。先ほどの磁気を帯びるとか、洗浄したときに錆びてしまうとか、運んだときに傷が入ってしまうとか、様々な要因が技術的には想定されるが、改めて提出したい。

(伊藤構成員)繰り返しになるが、データとしては難しいと思うが、現在、3年という期間で検査しているが、これが長期化すると誤差が出てくる可能性がないわけではない。使用頻度が増えるリスクが一方であって、もう一つは、これを産総研に運ぶ際に運搬で狂う、あるいは損傷してしまうというリスクがある。その両者を考えたときに、3年の使用で狂うリスクが高いと判断されたということか。

仮に延長した場合に、今1,200分の1しか誤差、不合格が出なかったが、著しくそれが上がるリスクを懸念しているのかということを知りたい。

(経済産業省)これは狂っていないことの確認をどの程度の期間でやるのがいいのかということだと思う。特級基準分銅は、その下の一級基準分銅を校正する際に使われており、さらに一級から二級、二級から三級と下位の校正に使用する。当然のことながら、下位の分銅ほど個数が多くて、使用頻度も増える。特級分銅を3年に一回確認しているが、これを5年に一度に変えたときに、仮に5年後に狂っていたことがわかったときに、この下位分銅に対する影響をどう見るかだと考えている。この基準器で検査している非自動はかりが全国に120万台あり、これが狂っているかもしれないという影響をどう見るかである。

(高橋部会長)1個の特級分銅で大体何個の分銅を見ることになるのか。

(三宅次長)1個狂えばどれだけ影響が出るのかということである。

(経済産業省)通常、各都道府県が特級基準分銅を持っているので、都道府県にどれ位非自動はかりが流通しているかで影響は変わってくる。東京都では影響が非常に大きいし、人口の少ない県では東京都に比べれば影響は小さいのではないのか。

(大橋構成員)先ほどの話では1,200個検査して不合格が1個ということだったが、これは3年間で1個だったということか。

(経済産業省)平成24年度の検査で1個見つかった。

(経済産業省)3年置きなので、平成24年度に3年目を迎えた特級基準分銅の中で、1個不合格があったということである。

(高橋部会長)毎年行っているのか。それとも、3年に一度ということで平成24年、27年という形で行っているのか。

(経済産業省)各分銅で時期がずれている。検査は毎年行っている。

(高角参事官)特級基準分銅の保有義務について確認させてもらいたい。特定市は法律上、特級基準分銅を持つ必要はないという説明だったが、逆に言うと、特級基準分銅を持たなければならない自治体はどのように決められているのか。

(経済産業省)保有義務の規定はない。都道府県も特定市も持たなければいけないという義務は課していない。

(高角参事官)持たないことによって計量行政上どのような支障が出るのか。

(経済産業省)基準器の検査を義務付けているので、一級分銅を持っている都道府県は、特級基準分銅を持っているところに持っていけないと検査が受けられないことになる。

(経済産業省)実態として都道府県レベルでは保有しているが、法律上の義務はない。

(高橋部会長)岐阜市が持っている一級分銅の検査義務はあるのか。

(経済産業省)岐阜市も特級基準分銅を持っているので、一級分銅はこの特級基準分銅を基に校正することになる。

(高橋部会長)要するに、都道府県は持っていないと自分で検査できなくなり、どこかの特級分銅で、県が保有している一級分銅の検査を受けなければいけないという話だが、岐阜市はどうか。自分で持っていく義務は法令上あるのか。

(経済産業省)特級基準分銅を持っている限り、定期的に検査を受ける義務は、都道府県も特定市も負っている。

都道府県は自分で基準器を検査できるので、特級基準分銅を持っていれば一級、二級、三級と自分で検査ができるが、特定市は自分で検査できる権限を持っていないので、一級、二級、三級分銅を保有していると、どこかに持って行って検査を受けなくてはならない。通常であれば属する都道府県に持って行って基準器検査を受けているが、特級基準分銅だけは産総研でしか検査できない。

(大橋構成員) 東京都が持っている特級基準分銅は影響が非常に大きいから厳密にということはわかる。繰り返しになるが、それと違い、岐阜市のように使用頻度が年2回と少ないものについて期間延長は考えられないのか。前の非自動はかりの郡部では、はかる回数が少ないので3年にしたというダブルスタンダードと同じようにできないか。特級基準分銅についても、これが狂ったら全て狂ってしまうという要になるものと、たまたま持っているようなもので使用頻度が少ないものがある。使用頻度が少なく、つくばに運ぶ方がリスクが大きいかもしれないものについて期間を延長することは無理か。

(経済産業省) あくまでも正確計量が重要だと思っている。分銅の体系では、期間を延ばすということではなく、むしろ負担であれば特定市自身が持たないことも考えられる。持つなということではないが、定期検査を受ける非自動はかりは二級、三級であり、一級の分銅で検査できるため、そこは自治体で運搬のリスクとの兼ね合いで判断してもらうものだと思っている。実際に、そのバランスを考えて、特級分銅を持つべきだと思えば保有している自治体が多くあるのも事実である。

(高橋部会長) 時間がきたので、国際基準の話や、データについて、事務局を通じてさらに議論をさせてもらいたい。

<通番8：緑地面積率条例制定権限の町村への移譲（経済産業省）>

(高橋部会長) 前向きに検討してもらえるとということだと思うが、場合によっては審議会に付議するということだった。どこの審議会に付議するのか。

(経済産業省) 経済産業省の産業構造審議会である。

(高橋部会長) 産業構造審議会で議論しなければならないものなのか。

(経済産業省) 法律事項であり、内閣府からの指示ということ踏まえての議論なので、意義が出されるとは余り思ってないが、立法プロセスなので丁寧に手続を踏んでいきたい。

(高橋部会長) 承知した。

こちらでも、年度で作業を行っており、去年からの持越案件なので、把握していると思うが、基本的には年末に閣議決定し、それを踏まえて法令上の措置が必要であれば一括法で対応している。法令改正事項ということなので基本的には一括法の話になると思うが、年末の閣議決定に間に合うように作業してもらえるか。

(経済産業省) 今、部会長からいただいたスケジュール感は承知しており、他省庁との協議なり審議会プロセスを経るので、絶対に間に合わせますとは言えないが、そのスケジュール感を念頭に置いて作業を進めたい。

(高橋部会長) 付議するのは産業構造審議会の何部会になるのか。

(経済産業省) 工場立地法検討小委員会になる。

(高橋部会長) 頻繁に開催している小委員会なのか。

(経済産業省) 法律事項があれば開催するのか、確認していないが、必要があれば直ちに委員の発令を行って開催することを考えている。

(高橋部会長) では、小委員会は、今は動いていないのか。

(経済産業省) 委員会は機能しているが、委員の任期が切れているか確認が必要である。

(高橋部会長) わかった。

(経済産業省) 頻繁に改正事項がある法律ではないので、前は平成23年だった。ただ、こういう方向で進めるということになれば、必要なプロセスを直ちに行いたい。

(高橋部会長) 非常に前向きな回答をもらい、大変ありがたい。ぜひそういう方向で進めてもらいたい。

<通番31：市町村策定の創業支援事業計画認定の権限等に係る移譲（経済産業省、総務省）>

(高橋部会長) 地域における審査会については、都道府県のオブザーバー参加の実績についてどのように把握されているのか。

(経済産業省) 相当数の都道府県の御参加をいただいているというように承知している。具体的な数値について

は、確認できたら後ほど事務局に御報告する。

(高橋部会長) 創業支援事業計画の認定について、平成27年度中に制度枠組みを含めた検証をするという話だが、検証を1月から始めるとしたのはどういう理由なのか。

(経済産業省) 施行の開始が2年前の1月なので、2年間、24カ月の事業の実績を見て評価したいということ。

(高橋部会長) 年度中に検証を行って、必要な措置を講ずるというように閣議決定になっているので、当然必要な措置を講ずるまでの間をお考えになれば、必要な期間ということで1月というのを考えておられると思うのだが、そこはいかがか。

(経済産業省) 年度内に検証を行い、その結果を踏まえて、その後、必要な措置を講ずるというように理解している。

(高角参事官) これについては原則としてという言葉も入っているが、27年度中に一連のプロセスを完了していただきたいという思いで書かせていただいたものである。

(高橋部会長) 27年度中は必要な措置を講ずるまで入っているのではないか。

(経済産業省) 今年1月の閣議決定対応方針の文言を事務局とやりとりをさせていただいた際には、原則として検証を年度内に行うというのが我々の理解である。

(高角参事官) 事務的にやりとりをしていた話ではあるが、私どものイメージをするスケジュールというのはお示しをしたつもりであり、27年度の最後の段階で必要な法律事項であればその後、提出といったところまで一応視野に入れた検証をしていただけたらと思っていたところ。

(高橋部会長) いつの段階で経産省に示されたのか。

(高角参事官) 昨年度の閣議決定について調整させていただいている段階である。

(経済産業省) 昨年の秋に次長にこちらに来ていただいて、当時の経営支援部長にお示しいただいたものというように記憶している。その際には、まだ対応方針の文言調整には入っていなかった。年央に、年度の夏ごろに検証ということについては、こちらはできるということはお話ししていなかったと思われる。その後、具体的に対応方針の調整に入った際には、競争力強化法の附則においては集中実施機関として5年間、平成30年3月31日を見直し時期というように置いており、この5年間の中間レビューというお話であったので、2年は施行状況を見させていただきたいということで御説明をしていた。なので、年度内というのは検証についての期限と承知している。

(高橋部会長) 繰り返すが、この図は事務局から去年の段階で経産省に御提示されたのですね。これについて何のコメントもなかったのか。

(経済産業省) お示しいただいたものについて、その場で何のお約束もできるということは申し上げておらず、その後、この年度内の検証ということで対応方針を調整したということなので、あくまでも事務局から示されたので、こちらとしてはこれについて何らコメントをしているものではない。

(高橋部会長) それは示したのについてできないのであればできないと意思表示していただいたほうがいい。

(経済産業省) そういう意味で、次長がいらして部長と話をさせていただいた際には、このとおりにはできませんということは申し上げているはず。

(三宅次長) それは余り記憶にないが、レビューをやってしっかり措置をしていくということだった。

(経済産業省) ただ、その時期、年度の夏ごろにやるということは何らオーケーをしているものではない。

(三宅次長) 認識に違いがあるかもしれない。

(高橋部会長) この文言は、普通は27年度中にやるというように読めないか。

(経済産業省) 12月に次長に来ていただいて、その中間レビューの案を27年夏の検証ということでお示しいただいたときの我々のヒアリングのメモが残っている。いただいた提案については、事業の効果については毎年実績の把握等に努めていくものの、制度枠組みの是非を決定するような趣旨での中間レビューを行うことについて、事業実施、つまり、この法律の施行から1年半しか経過していない段階では、まだ判断は難しいと考えている。中間レビューを行わないということではないが、実施の時期については事業の進捗を見ながら適切な時期での実施とさせていただきたいというのが12月5日のときのこちらからの応答としてメモを残している。

この後、対応方針の調整の段では、中間レビューをどの時期に行えるかということで御相談をした結果、年度内であればぎりぎり2年間は見られるのでということで承諾をした。

(高角参事官) そういう調整の過程で最後に原則としてという言葉が入ったりとか、そういうところで一連の検証の過程を27年度中に行っていたかということではセットしたものと理解している。

(高橋部会長) 検証結果については引き続き来年度もフォローさせていただく。

次に、創業促進補助金についてだが、地域審査会が設置されなかった背景についてもう一度御説明を頂戴したい。

(経済産業省) 平成24年度、25年度と最初の補正の補助事業を基金でもって2年間かけて行った。総額約240億円で約9,400件の採択を2年間かけて実施した。26年度補正、27年度予算というのが現在進捗している補助事業であり、こちらは額がずっと減って54億円で2,444件採択をしている。基金方式で2年間かけて実施するのは財政当局から認めていただけなかったことから、単年度で実施しなければいけないということが最初からわかっていた。単年度でやるとなると、まず全国事務局の公募をし、全国事務局が今度は地方事務局の公募をし、それでようやく事業が始まって、何千件と絞り込んで予算を執行する。それで最後、まず地方事務局が各事業者の予算の執行状況をチェックし、確定し、今度はその地方事務局で確定したものを全国事務局でチェックし確定するという、3層の手続が必要なのだが、それぞれ何千社というチェック、一番下の層のチェックは2~3カ月はかかるものであるし、地方事務局をチェックする全国事務局のチェックというのも1~2カ月はかかるわけで、これを年度内に終了するということになる、事業の終了が10月とか11月とかとなる。そうすると、実際の4月からまず2段階の公募、応募をし、予算を交付し、締めて2段階の確定検査をするというようなことを24カ月内にやるということになると、とても創業者の創業支援、補助がままならないため、全国ベースで1層で実施した。

件数も4分の1に減っているため、最初の補正予算、基金の事業は4分の1に減っているということもあり、集中的、中央の全国事務局が直接やらざるを得なかったということ。

ただ、自治体との連携は大変重要だと思っており、結果を速やかに提供し、また、どういう創業者が創業するかということについては認定計画の中で明確になっており、支援事業者から支援を受けている場合は審査の加点をされるので、必ずそこは連携が図られているということで取組はしているのだが、今後、なおどういことができるかということとはさらに改善を考えていきたい。

(高橋部会長) 今、問題になっている27年の話については、26年補正の話も使って実施している。26年補正というのは何月に整理したのか。

(経済産業省) 補正の成立は年明けであり、27年度に繰り越しをし、今回の26年度補正の補助金については、3月中旬に公募をしたが、実際、交付申請を受けて交付決定ということは7月にかかっている。

(高橋部会長) 大体1月に事業の全容が見えた。補正の段階。3月に交付についてかけたということか。

(経済産業省) 創業者への公募を全国事務局がかけたのが3月ということ。

(高橋部会長) 何で2カ月も公募をかけるのにかかったのか。

(経済産業省) まず国が全国事務局を決めるために公募採択するという手続がまず入る。

(高橋部会長) 何でそこで急いでいるのにそういう制度の組替えをしたのか。

(経済産業省) 全国事務局を採択してやっていただくというのは組替えではなくて24年度補正以降について。

(高橋部会長) いわゆる予算制約上で毎年度入札をかける必要があったということか。

(経済産業省) そのとおりである。

(高角参事官) 今までの仕組みは、全国事務局と地方事務局というのを同時に、時間的な前後はあるかもしれないが、ともに公募をかけて選定をするというプロセスであった。昨年度、この26年度補正以降は、地方事務局というのはもうやめてしまって、全国事務局のみを公募する。その全国事務局一本で運営をしていくという仕組みに切りかえられたと認識している。

ちなみに私どもで確認しているところによると、この全国事務局の公募プロセスが1月30日付の経産省のホームページに募集しますというものが掲載されているのを確認している。

(経済産業省) 1点、訂正をさせていただきたい。基金の形で実施ができた24年度補正と25年度補正の事業に関しては、国がまず全国事務局を公募採択して、その公募の結果、公募して審査をして採択をされた全国事務局が各県ごとにそれぞれの地域事務局を公募して採択するという形なので、全国事務局と地域事務局を同時に公募採択ということではない。

(高橋部会長) 制度設計上、別に全国審査会がさらに地域審査会を公募するという必要性は全然ないと思うのだが、そこはいかがか。

(経済産業省) あり得ると思うが、国が47の地域事務局を直接選ぶということについては実行が難しいので、今回は全国事務局を置いた。

(高橋部会長) 経産局を通じて公募すればいい話ではないのか。

(経済産業省) あり得ると思うが、今回は引き続きこれまでどおり全国事務局にお願いするという形を採らせていただいた。

(高橋部会長) 制度設計上、お約束いただいた地域審査会をなくさない方向で制度設計するということがあり得たはずなのである。それをなぜあえて地域審査会をなくす方向で制度設計されたのか。

(経済産業省) 閣議決定は確かに地域審査会に都道府県を参加させるなどの連携強化策を採るということで1つの例示に。

(高橋部会長) あえて地域審査会と書いてある。それをなぜなくすのか。経産省は何でそういうことをなくさない方向で制度設計を考えないのか。

(経済産業省) 例として挙げさせていただいたこの方法が採れなくなったということについては、先ほども御説明したように、それに代わるような連携の措置を採らせていただいているということである。

(高橋部会長) それは全然代わったことになっていない。参加するのと情報提供するのでは全然違う。あなた方はそういう意味では閣議決定を甘く見ているのではないか。

(経済産業省) 概算要求の段階で全国事務局は民間の事業者を公募して採択するという形での予算要求にはなっていたため、それに従って実施をしたということ。基金が積めないということになったのはその後の話である。

(高橋部会長) 補正が成立した後に同時に地域事務局を公募するということは十分あり得たのではないか。

(経済産業省) あくまでも地域事務局は全国事務局からの業務委託を受けて行うというものであり、かつ、先ほど申し上げたように、全国事務局が地域事務局を公募採択して確定を2段階、3段階で行うことが難しいということ。

(高橋部会長) 平成27年度についても2段階のいわゆる公募、審査というのは可能な形で制度設計できたのではないか。

(経済産業省) 我々の検討では、きちんと補助金の実効性を確保するためには今回は地域事務局を置くと事業期間が非常に制約を受けてしまうので置けないということが、その基金事業にできないという方針の下で選択肢は他になかったというのが我々の認識である。

(大橋構成員) 1月30日に閣議という形で出ているということは、これに基づいて国の行政はやりましょうという約束があって、しかもそれまで行政運営の中で使っていた固有名詞である地域審査会を使ってやるということが入っているのであれば、これを読みかえるということではできないわけで、これを尊重してやるという趣旨である。都道府県とか地元自治体の意向を酌んだ執行システムを尊重して、それをもとに執行しましょうということを閣議決定で約束した。こういう約束をしていたところを、直轄型のシステムをこの時期に、今、部会長が言われたようにほかに選択肢があるにもかかわらず、そちらをあえて選択するということが閣議決定違反なのではないのか。

(経済産業省) この例示として挙げた措置が採れなかったということは、それはファクトだと思われる。一方で、対応方針を調整させていただく過程で、我々として想定していたのは、24年度補正、25年度補正のときと同様に、基金事業としてこの創業補助金が実施できるという前提で地域審査会を置く前提で考えていたため、その後の基金事業を一切認めないという方針の下で我々としては選択肢を失ったということ。

(大橋構成員) もちろん事業を進めるという目的は1個あるが、それをどのような形で進めるかということについて、そういう調整をやってきた地方公共団体があるそういう積み重ねの中で、そういうようなところを飛び越して選択するということがどういう意味を持つのだろうか。そのときに地方公共団体に保障されていた参加できる法的地位、ポジション、かかわり方と比べて、先ほど御紹介があったような形での関与の仕方というのは、やはりかかわり方としては薄いというか、地方公共団体の法的地位がそれだけ軽減された仕組みを選択されているというように見えるわけで、そこを問題にしている。

(経済産業省) 24年度補正のときから地域審査会、地域事務局を設置していたということなのだが、県ごとに地域事務局の機能を担ってくださる民間事業者、県によっては財団、産業振興センターのようなところもあったが、一方で東京都であれば電通といったことで、都道府県に対して何か業務委託をしたということではなくて、県ごとにその機能を担う事業者に対して全国事務局がお願いをした。

(大橋構成員) 全国の窓口があったものが、全国の窓口が一本化されたというような受けとめ方が地方公共団体から挙がってきて、これは一体どういうことですかというような意見が先日開催された合同部会でもあり、そのところはしっかりと専門部会で検証をしてくださいということを受けている。地方自治を尊重しようという法システムをとってきて積み重ねてきた中から言うと、随分飛び越したというか、先祖返りしたような執行システ

ムで、これでいいのですかという、すごく直轄型の法システムを強く先行されているようなところがあって、そこは説明責任がある。市民、事業者、それとあと都道府県の方とこの委員会とこの閣議を出された内閣に対して。

（経済産業省）説明責任はおっしゃるとおりである。私たちの判断としては基金事業という形が採れないという制約の状況の中で、創業者のきちんと補助金を使って事業を実施するというところの利益を最小限担保するためにこういう形しか採れなかったということは繰り返し申させていただきます。

（高橋部会長）その検討過程はよくわからないが、それでこれはだめだと例えば100歩譲ってそういう選択になったときに、その段階で例えばこちらの事務局とかに相談するとかという手続はとられたのか。

（経済産業省）今年の1月に閣議決定を出されて、2月以降、事務局との間では進捗はどうなっているかという発注があり、そこでは3月だったかと思うが、こういった事情で地域審査会は置けなくなったということは、報告した。

（高橋部会長）復興予算なども翌年度に繰り越してみたいなことはよくあるわけで、予算制約上、合理的な理由があれば翌年度執行繰り越しということがあり得るのではないか。

（経済産業省）年度末に組まれた補正予算については特別な理由というのをこちらから具体的に説明して、例えば今回の26年度補正についても一度27年度への繰越しは認めていただいているが、もう一回とか、27年度当初予算を28年度に繰り越すということについては、実際にはほぼ認められていないというように考えている。通常の原因では繰り越しはできないという前提でやむを得ずこういう設計をしたということ。

（高橋部会長）補正があって1月から翌年度の3月までだから、1年と2カ月ぐらいあるということ。その中で事業執行は不可能だったということか。

（経済産業省）国が全国事務局、全国事務局が地域事務局を、地域事務局がさらに個人である創業者というところで公募採択を3段階で行い、かつ支払いを行うための確定検査と支払いをまた3段階でやっていくというように考えると、残り創業補助金をもらって実際に創業をする事業期間が3カ月もとれないということがはっきり見えてきて、それでこういった形にせざるを得なくなった。

（高橋部会長）次年度の計画というのは、この事業についてはどのように考えているのか。

（経済産業省）創業補助金について、概算要求に向けて要求の準備をしているところであり、まだ来年度については具体的なことは申し上げられない。もう少し概算要求とか見えてきたところでまた御報告、御相談をさせていただきたい。

（高橋部会長）そうすると、単年度で同じ話にならないか。

（経済産業省）地域事務局を置けるかどうかということはこの場ですぐには申し上げられないが、何か都道府県の関与の連携を強めるような方向での運用改善についてはしっかり考えていきたい。

（高橋部会長）全国窓口一本でやるということがもともとなかなか難しく、そういう意味では都道府県で実際審査したものについて、経産省は自動的にほぼ認めるという形で、都道府県におおしたほうが補助金執行とか予算、計画執行については適切なのではないか。経産省が全部全国一律にやるということだからこういうような無理が出てくるので、マンパワーを都道府県は持っているのだから、都道府県にきちんと件数も細分化して必要な割り当て等して、基本的に都道府県にやっていただいたほうが非常にスムーズに事務執行が進むように思うがいかがか。

（経済産業省）これは法律に基づく計画の認定とリンクさせることによっても政策効果を上げようと思っており、法律に基づく認定を私どもでやっているの、それと一体不可分の事業として運営させていただきたい。

（高橋部会長）法律権限を都道府県が行使するというのは十分あり得るわけで、別に法律の根拠があるから国がやらなければいけないという話ではないように思う。

（経済産業省）予算の計上を当省で行い、具体的な運用方法については改善を考えていきたいが、総務省と一緒にやっている法律の認定及びそれにリンクする施策というのは総務省も当省もあり、その予算要求は2省でやっていきたい。

その執行の仕方については、何も直轄にすることを好き好んでやっているわけではなく、地域の予算制約がないのであれば地方事務局、2層、3層設けてやるほうがそれはいいと思うのだが、今回そういう予算制約があったものでやむを得ずこのような体制になった。ただ、工夫の余地があるのではないかと思うので、次年度要求の中で何か考えていきたい。

（伊藤構成員）制度の検証を来年1月から始めるというお話であったが、毎年予算との関係で審査体制が非常に不安定な状況になっているということからすると、やはり昨年度来の状況を見た上で、もう遅いのだが、本来は

概算要求に反映させるような形で検証するというのが本来の制度のあり方ではないか。今後、補正が今年度、もし仮に出てくるということになった場合にも、検証結果をきちんとそこに反映させるような形で安定的な審査の体制を築いて、かつ都道府県のきちんとした実質的な参加を保障するような制度あるいはスキームを早急に都道府県の側に提示すべきではないか。

（経済産業省）認定の手續、認定制度の中においては、昨年度の閣議決定の1つ目のところに従い、各経産局で行っている地域審査会には都道府県の参加をこちらからお願いして御意見を述べていただくということは既にスタートしている。

（伊藤構成員）3番目の補助金等の実際の審査についてもそういうような体制をきちんと組むということが必要なのではないかとということ。

（経済産業省）市町村の創業支援事業計画の認定と、補助金についてはこれまでをベースにすると年間数千件、創業者を相手に採択審査をしなければいけないということで、全体としてきちんと政策効果が出るような形で、創業補助金の審査の体制についてはしっかり都道府県の意見を反映させるような形でどういったあり方が可能かを考えていきたい。

（高橋部会長）数千件を国が一括してやらなければいけないというものがもともと無理があるので、そういう意味ではきちんと都道府県の経済事情に応じて必要な資金を割り当てて都道府県にやっていただくのが、もしくは国が基準を定めて都道府県にきちんとやってもらうのが一番いいのではないか。

（経済産業省）概算要求を現在部内で検討中だが、地方事務局と類似の機能を次の制度でビルトインするのであれば都道府県に説明、相談していくということになるであろうから、今この場でいついつまでに何をするとはいわないが、次年度に向けて改善の努力、検討はしたい。

（高橋部会長）では、ぜひ今のお話を御検討いただいたものを第2次ヒアリングまでにやらせていただきたい。2の課題についてもぜひ来年度以降、しっかり御相談させていただきたい。

（以上）

（文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり）